

管理所レビュー VOL.07

(R 5. 7. 27 水源林管理所)

令和5年度の第7回ボランティア活動が、7月8日(土)に予定どおり実施されました。

当日は夜中から降っていた小雨が朝方には止み、予定の時間には林内が間伐作業可能な状況となりましたので、1日を通して実施する事ができました。お疲れ様でした。

7月16日(日)には、道志村での気温が33度を超え、今年一番の暑さとなりました。道志村の村花であるヤマユリの満開が去年は8月下旬でしたが、今年はずでに満開となりました。今年夏本番の暑さが早まっているようですので、8月の更なる気温上昇が心配されます。

気温の上昇に伴い間伐作業においての熱中症対策が重要になります。なるべく通気性の良い衣服を身に付け、こまめな休憩と水分・塩分の補給をお願いします！

それでは、安全活動のための水源林管理所の振返りなどをお知らせします。

1 活動日の様子



満開のヤマユリ(管理所内)



雲は多めですが、雨の心配はない。



いってらっしゃ〜い！



枝払いも注意して！



伸びのある立木の伐倒は要注意！



切り残し(ツル)の機能が働いています。



曲がり木の伐倒は要注意！



その上は危険だよ！注意して！



追い口切りは受け口に対して平行に！



矢印の方向に倒せなかったかな？



台付けは正しく付けましょう。



鋸の挟まれ防止に補助を！

2 禁止されているかかり木処理方法

林業新知識 2023. 6月号に掲載されていました「禁止されているかかり木処理方法」を掲載しますので、ご一読いただき、再確認をお願いします。

禁止されている かかり木処理方法

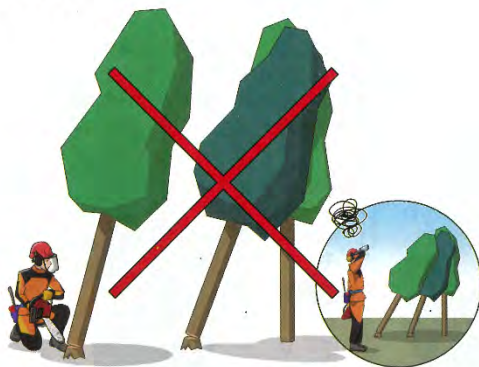
かかり木による労働災害が多発している原因の一つに、禁止されている作業の実施があります。以下の5つは禁止作業です。行わないでください。

かかられている木の伐倒



「かかられている木の伐倒」は禁止作業です。作業中にかかり木が外れると作業者を直撃する危険があります。また、かかられている木、かかっている木がどう動くかの予測も困難で、大変危険だからです。法令で禁止されている作業であり、違反して災害を起こすとペナルティが課せられることもあります。

浴びせ倒し



「浴びせ倒し」は禁止作業です。浴びせ倒した木までがかかり木になる可能性があります。2本同時にかかり木となると処理がより困難になり、大変危険だからです。法令で禁止されている作業であり、違反して災害を起こすとペナルティが課せられることもあります。

元玉切り



かかり木の幹を切断する「元玉切り」は、切った時に樹冠部がどう動くか、などの予測が困難で大変危険です。厚生労働省が定めたガイドライン*で禁止されている作業です。

肩担ぎ



かかり木は多くの場合、人力で支えきれない重量物です。かかり木の下敷きになるリスクが大きい「肩担ぎ」は大変危険です。厚生労働省が定めたガイドライン*で禁止されている作業です。

かかり木の枝切り



かかられている木に登り、枝を切ってかかり木を外す作業では、身動きが取れず退避ができません。かかり木が外れると直撃して作業者が転落するなど、大きな危険を伴います。厚生労働省が定めたガイドライン*で禁止されている作業です。

*「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」

(「林業新知識」より一部抜粋)

※ 次回の7月28日(金)の活動では、道作り班(6名)の選出をお願いいたします。

※ 7月28日(金)は、晴れ、最高気温32度、降水確率20%の予報です。

★それでは7月28日(金)、気をつけてお越しくください。